

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 国 ほか1名

被告国第2準備書面

令和6年11月29日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告国指定代理人

西脇伸 

酒井悠 

奥野彰 

河野大 

岸野友子 

前田真 

佐竹信哉 

柴田広輝 

大塚英 

倉田智之 

秋場秀 

奥	田	和	
井	上	靖	
小	倉		
田	口		
倉	田	崇	
小	濱	剛	
得	能	博	
木	内	明	
坂	口	雅	
馬	場	拓	
佐	藤	美	
齋	藤	由	
菅	原	大	
小	野	慎	
八	木	和	
川	添	裕	

被告国は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因に対し、被告国答弁書及び令和6年9月30日付け被告国第1準備書面（以下「被告国第1準備書面」という。）で認否を留保していた部分について認否し（後記第1）、同年（2024年）10月7日付け原告の第4準備書面（以下「原告第4準備書面」という。）の各求釈明事項につき、必要と認める限度で回答する（後記第2）。

なお、同日付け原告の第3準備書面（以下「原告第3準備書面」という。）は、訴状記載の請求の原因第5の1及び2（12ないし14ページ）についての主張が補充されたものであるところ、訴状記載の上記部分に対する認否（被告国答弁書8及び9ページ）においても明らかにしたとおり、同部分について既に認否をした事項のほかに認否の要を認めず、原告第3準備書面についても、同様に認否の要を認めない。

また、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

## 第1 訴状記載の請求の原因（認否を留保していた部分）に対する認否

### 1 「第1 当事者」について（訴状4ページ）

#### (1) 「1」について

原告の年齢、被告奈良市が原告に係る個人4情報を奈良地本に提供した事実及び奈良地本が原告宛てに本件募集案内はがきを送付した事実は認める。

#### (2) 「2」及び「3」について

奈良地本が被告奈良市から原告に係る個人4情報の提供を受けた事実は認める。

### 2 「第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用」の「3」について（訴状11及び12ページ）

第3段落（訴状12ページの8ないし11行目）につき、原告が令和5年7月上旬頃の時点で未成年であった事実及び原告宛てに本件募集案内はがきを送付された事実は認める。

- 3 「第6 違法性」の「2 被告奈良市による個人情報提供の違法性」の「(2)」第1段落ないし第3段落(「本件条例は」から「である。」まで)について(訴状21、22ページ)

被告奈良市が奈良地本に対し、原告に係る個人情報4情報を提供した事実は認める。

## 第2 原告の求釈明に対する回答

- 1 本件受領行為に係る日付の特定について(原告第4準備書面第1の1(2ページ))

### (1) 求釈明事項

被告国は、本件受領行為の日付の特定を求める原告の求釈明に対し、「奈良地本が被告奈良市から本件名簿の提供を受けた時期については、令和5年2月との限度で把握しており、現時点で具体的な日付の特定は困難である。」と回答した(被告国第1準備書面第6の1(2)(21及び22ページ))。

これに対し、原告は、「奈良地本は被告奈良市から本件名簿の提供を受けた当事者であり、日付の特定ができないことはあり得ない。」とし、「遅延損害金を変更するかどうかに関わる重要な事実であり、改めて、本件名簿の提供を受けたのが2023年2月の何日であったのか回答を求める」として、再度の求釈明を申し立てている。

### (2) 被告国の回答

本件名簿については、奈良地本の職員が、被告奈良市の職員より直接受領しているところ、現時点では、その具体的な受領日を特定し得る資料が確認できないため、既に回答済みの「令和5年2月」という以上に具体的な受領日の特定は困難である。

- 2 自衛隊法97条1項の「自衛官」の意義等について(原告第4準備書面第1

## の2 (2及び3ページ)

### (1) 求釈明事項

被告国は、「自衛官」の意義や具体的な職務内容についての回答を求める原告の求釈明に対し、被告国第1準備書面第6の2(2)イ(23ページ)において、自衛官又は自衛官候補生(自衛隊法97条1項)について、「採用後に直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者を指すもの」と回答し、その余の事項については回答の要を認めない旨回答した。

これに対し、原告は、「自衛官」の意義及びその具体的な職務内容がどのようなものかということ、  
「個人4情報を本人の同意なく取得・保有・利用してよいか」という実質的な違法性判断の上で必要不可欠である」として、「自衛官」の意義及び「自衛官の具体的な職務内容」を回答するよう申し立てている。

### (2) 被告国の回答

原告が、本件におけるいかなる主張を前提として上記求釈明をしているものかは、原告第3準備書面の記載を踏まえても判然とせず、自衛官の意義や具体的な職務内容は、本件覚書締結行為及び本件名簿提供行為が国賠法1条1項の適用上違法かどうかという本件の争点と関連性がないことから、既に回答済みのもの以上の回答の要を認めない。

## 3 自衛隊法97条1項及び同施行令120条について(原告第4準備書面第1の3(3ページ))

### (1) 求釈明事項

被告国は、「自衛官」の意義に関する原告の求釈明に対し、被告国第1準備書面第6の2(3)イ(24ページ)において、本件募集案内はがきに、直ちに自衛官等となる方法に加えて、所定の学校を卒業した後に自衛官となる方法として、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の募集案内を併記することは、自衛官の募集につながるものであるため、自衛隊法97条及び

同施行令120条の趣旨に反するものではない旨主張した。

これに対し、原告は、「募集案内はがきに「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」の募集案内が記載されていることが自衛隊法97条及び同施行令120条に直接該当するものではないことを自白したものであるという理解でよいか。回答されたい。」旨申し立てている。

## (2) 被告国の回答

原告が、本件におけるいかなる主張を前提として上記求釈明をしているものか判然としないが、被告奈良市による奈良地本への本件名簿の提供行為が、自衛官又は自衛官候補生の募集のために、自衛隊法97条1項及び同項の委任を受けた同施行令120条に基づいてされたものであって、個人情報等の外部提供が許される、本件条例8条1項1号の「法令等に定めがあるとき」に該当する行為として本件条例にも反しない適法な行為であり、本件受領行為も同様に適法な行為であって、また、本件募集行為についても、本件名簿を本件募集対象者宛てに本件募集案内はがきを送付するために利用したものであるから、個人情報保護法69条1項にも反しない適法な行為であることは、被告国第1準備書面第5の2及び3（16ないし21ページ）において述べたとおりである。

なお、被告国第1準備書面第6の2(3)イ（24ページ）において述べたとおり、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」は、所定の学校を卒業した後に自衛官となることができるものであるから、これらの募集案内は、自衛官の募集につながるものであり、本件募集案内はがきにこれらの記載が付記されたことによっても、上記の適法性を左右しない。

## 4 本件名簿の破棄等について（原告第4準備書面第1の4（3及び4ページ））

### (1) 求釈明事項

原告は、①「被告奈良市から提供された紙媒体に基づいて、電子データ等

を作成したか。作成した場合、どのような媒体に保存したか、すべて回答されたい。」、②「電子データ等を作成した場合、いつどのように破棄（削除）したか、証拠とともに明らかにされたい。」、③「令和5年12月頃にシュレッダーを用いて本件名簿を破棄したことの証拠を提出されたい。」と申し立てている。

## (2) 被告国の回答

### ア 前記(1)①について

奈良地本は、本件名簿に基づき、本件募集案内はがきの宛名に貼るためのラベルシールの作成に供するため、奈良地本に設置されたパソコン1台（インターネットに接続せず使用しているもの）で、パスワードを設定した電子データを作成・保存し、同ラベルシールを作成した。

なお、同電子データ及び同ラベルシールのほかには、奈良地本が本件名簿に基づいて作成した電子データ等はない。

### イ 前記(1)②について

前記アで述べた奈良地本が作成したラベルシールは、本件募集案内はがきの宛名に貼付して使用し、また、同電子データは、令和5年12月26日に前記パソコンにおいて消去の操作をして削除した（丙第3号証）。

### ウ 前記(1)③について

丙第3号証を提出する。

なお、廃棄年月日は、本件名簿の破棄を行った奈良地本の職員の供述によるものである。

おって、奈良地本（募集課）において、市町村等から入手した募集対象者情報の保存期間は、1年未満とされていたところ（奈良地本の上級機関である陸上幕僚監部の通達（丙第4号証）4(2)(3ページ)でも保存期間は1年未満にするよう記載されている。）、保存期間を1年未満とする行政文書については、一般に、行政文書ファイル管理簿に記載する必要は

ないとされ、同管理簿等への記載はされていない。そのため、上記廃棄年月日については、上記のとおり職員の供述によるものとなっている。

以上